

保 護 者 様

室蘭市教育委員会学校教育課長

小中学校における新型コロナウイルス感染症の出席停止の考え方（変更）について

保護者の皆様におかれましては、日頃より、本市教育行政にご協力頂きありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日付で感染症法上の 5 類感染症に移行することとなりました。これに伴い、北海道教育委員会より新たな考え方が示されましたので、本市も道教委の考え方のおりに対応を変更することとします。

急なご連絡となつてしまい申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

記

- ・新型コロナウイルスに感染した場合の出席停止期間

発症した日の翌日から 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した日の翌日から 1 日を経過するまで出席停止

※無症状の場合は、検体を採取した日から 5 日を経過するまで出席停止

※出席停止の解除後、発症した日から 10 日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。

- ・濃厚接触者の取扱いについて

今後は、濃厚接触者としての特定は行われなくなり、行動制限等は行われなくなるため、出席停止の対象とはなりません。

- ・出欠の取扱いについて

以下の事由で欠席した場合は出席停止の対象となります。

※同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情による感染不安。

※医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についての感染不安。

※ 5 月 8 日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認されていた場合についても、同日以降は改正後の出席停止期間が適用されます。